

様式第 1 号（第 3 条関係）

笠間市・友部町・岩間町合併協議会会議録

会議の名称	第 9 回笠間市・友部町・岩間町合併協議会	
開催日時	平成 1 7 年 1 1 月 8 日（火） 午後 1 時 3 0 分 開会。 午後 2 時 2 0 分 閉会。	
開催場所	友部町社会福社会館研修室	
議長氏名	会 長 磯 良 史	
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり	
欠席者氏名	（委員）長谷川 大紋	
事務局氏名	事務局長 小松崎 登 外 1 1 名	
会議事項	1 議題 別紙のとおり	2 会議概要 別紙のとおり
会議の経過	別添のとおり	
会議資料	別紙のとおり	
その他の必要事項		
会 議 録 の 確 定		
確 定 年 月 日	記 名 押 印	
平成 1 7 年 1 1 月 2 8 日	議長（会長） 笠間市長 磯 良 史 印	
	副会長 友部町長 川 上 好 孝 印	
	副会長 岩間町長 仲 田 昭 一 印	

別 紙

出 席 者 名 簿

(敬称略)

職 名	氏 名	職 名	氏 名
会 長	磯 良 史	副会長	川 上 好 孝
副会長	仲 田 昭 一	委 員	青 木 可 光
委 員	石 原 朝 雄	〃	小松崎 豊
〃	渡 辺 浩 一	〃	小藺江 一 三
〃	小 磯 章 一	〃	中 澤 猛
〃	畑 岡 進	〃	上 野 登
〃	竹 江 浩	〃	宮 本 昇
〃	藤 枝 一 弘	〃	佐 藤 英 男
〃	小 里 敏 郎	〃	塙 東 男
〃	桑 野 正 巳	〃	瀬 畑 洋 子
〃	根 本 栄 一	〃	上 野 眞
〃	大久保 清	〃	岡野 清右工門
〃	常 井 洋 治	〃	山 口 伸 樹
〃	小 林 彰 (代理)	〃	小林由士郎 (代理)

第9回笠間市・友部町・岩間町合併協議会次第

日 時 平成17年11月8日(火)

午後1時30分から

場 所 友部町社会福祉会館
(友部町美原 3-2-11)

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

報告第28号 市章類似調査結果について

報告第29号 一般職の職員の身分の取扱いについて

報告第30号 新市の組織及び機構について

報告第31号 特別職報酬等審議小委員会の審議結果について

(2) 協議事項

協議第29号 特別職の報酬について

4 . その他

5 閉 会

第 9 回 笠間市・友部町・岩間町合併協議会

日 時 平成 17 年 1 1 月 8 日 (火)
午後 1 時 30 分から
場 所 友部町社会福祉会館研修室
(友部町美原 3 - 2 - 1 1)

(午後 1 時 3 0 分 開会)

○小松崎事務局長

各委員さんにおかれましては，お忙しい中，ご参集を賜りまして，誠にありがとうございます。

定刻となりましたので，只今より，第 9 回笠間市・友部町・岩間町合併協議会を開会させていただきます。

なお，本日は，要務のため，茨城県総務部次長の小沼委員に代わりまして，広域行政推進室の小林室長，県北地方総合事務所長の田谷委員に代わりまして，小林企画振興室長がそれぞれ出席いたしております。

議事に入ります前に，会議の傍聴人の方にお願いがございます。

受付の際に掲示いたしておりました「傍聴人へのお願い事項」を遵守の上で，静粛に傍聴くださいますようお願い申し上げます。

また，腕章をつけた者は記録員でございますが，これ以外の方々につきましては，写真撮影や録音は議事に入りますまでとして頂きますように，また，携帯電話につきましては，電源を落としてくださいますように重ねてお願い申し上げます。

また，委員さんにおかれましては，ご発言の際には，必ずお名前をお名乗りの上でお願い申し上げたいと思います。

それでは，開会に当たりまして，磯会長よりご挨拶を申し上げます。

○磯会長

会議に先立ちまして，ご挨拶申し上げます。

昨日，今日と本当に小春日和のような天気でございます。

皆様方には，大変お忙しい中，本日もご出席頂きまして，ありがとうございます。

本日の議題は，市章の決定等報告事項が 4 件，特別職の報酬に関する協議事項が 1 件でございます。

先程事務局から報告がありましたように，本日は，県の委員さん方が欠席となり，代理の方々に出席頂いております。これらの方々については，採決に加わらないという条件で代理出席をお認め頂きたいと思いますが，いかがでございでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○磯会長

ありがとうございます。それでは，県の委員さんにつきましては，代理出席を認めていただき，早速議事に入りたいと存じますが，よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げまして，挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○小松崎事務局長

本日の出席委員は 28 名で、本協議会規約第 9 条第 1 項に規定する定足数に達しておりますので、本日の協議会は成立いたしております。

それでは、会長、進行をよろしくお願いいたします。

○磯会長

早速でございますが、会議次第に基づきまして議事を進めて参りますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

まず、報告第 28 号 市章類似調査結果について、事務局から報告・説明をお願いします。

○事務局

それでは、2 ページをお開き願いたいと思います。

【市章類似調査の結果】ということで、前回の第 8 回合併協議会において決定された最優秀賞作品につきまして、商標調査及び他市町村章との類似性有無の調査を行った結果、類似のものは見当たりませんでした。

この結果を受けまして、最優秀賞 1 点及び優秀賞 4 点を正式に決定するものでございます。

こちらのホワイトボードに当選者の市章を用意してございますが、左から順に、最優秀賞の作品で、長崎県の草野敬一さんの作品でございます。2 番目、優秀賞で、東京都の彦根正さんの作品でございます。3 番目、ちょうど真ん中の作品でございますが、同じく優秀賞で、東京都の立志哲洋さんの作品でございます。4 つ目の作品も同じく優勝賞でございますが、兵庫県の下東園子さんの作品。最後に、一番右手の作品でございますが、同じく優秀賞で、新潟県の金津博さんの作品でございます。

○磯会長

事務局の説明が終わりました。只今の事務局の説明について、何かご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○磯会長

特にないようですので、報告第 28 号 市章類似調査結果の中での報告でありました新笠間市の市章及び入選作品 4 点について承認を求めたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○磯会長

ありがとうございます。異議なしということで、新笠間市の市章は、長崎県在住の草野敬一さんの作品に決定いたしました。また、入選作品については、事務局から報告のあった 4 点とすることが承認されました。

続いて、報告第 29 号 一般職の職員の身分の取扱いについてを事務局から説明いたします。

○事務局

3 ページをご覧ください。

報告第 29 号 一般職の職員の身分の取扱いについて。

一般職の職員の身分の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

次のページをお開きください。

一般職の職員の身分の取扱いについては、第 3 回協議会において確認された調整方針に基づき調整を行い、一般職の給与制度等の具体的調整内容について下記のとおり報告する。

四角の中は、既に確定している調整方針でございます。

1 の「一般職の給与制度について」をご覧ください。

具体的な調整内容でございますが、(1)の「新給料表について」でございます。

給料表は 9 級制を導入し、1 つの級に 1 つの職という職務給とするものでございます。平成 18 年 4 月 1 日より適用するものでございます。

この職務給につきましては、地方公務員法第 24 条の 1 において、地方公共団体の職員の給与については、職務と責任に応じたものでなければならないという目標が掲げられており、これを速やかに達成すべきことも規定されております。

級別職務分類表は、基本的な役職のみ記載してございますが、1 級が主事補、2 級、3 級が主事、4 級が主幹、5 級が係長、6 級が主査、7 級が補佐、8 級が課長、9 級が部長となります。

県内の 5 万人以上の市は現在 20 市ございまして、4 市が 8 級制を採用しておりますが、16 市が 10 級制または 9 級制を採用しております。

(2)は 55 歳昇給停止でございます。現在、笠間市は 58 歳昇給停止、友部町・岩間町は 56 歳延伸、58 歳昇給停止を実施しております。

9 級制導入と併せ、国・県同様、55 歳昇給停止を実施するものでございます。

2 の「その他」は、管理職手当、特殊勤務手当、旅費でございますが、別表のとおりでございます。

別表 1、管理職手当でございますが、笠間市の制度並びに病院については、友部の制度を基本に設定しております。新市においては、病院長の 100 分の 20 から施設長の 100 分の 6 でございます。

次のページをお開きください。

次のページは特殊勤務手当でございます。著しく危険、不快、不健康、

困難な勤務 ,その他の著しく特殊な勤務で ,給与上特別の考慮を必要とし ,かつその特殊性を給料で考慮することが適当でないものと定義されております。今まで月額手当を支給していましたが ,月額手当は ,原則として廃止しております。

次のページをご覧ください。

次のページは旅費でございます。新市の欄をご覧ください。

1 の日当でございますが ,隣接市町村への旅行は ,支給しないものとします。県内の旅行については ,半額支給とします。

日当等の額は ,日当が 1 日 2,000 円 ,宿泊料が 1 日 ,県外 1 万 2,000 円 ,県内 1 万 1,000 円 ,食事が 1 夜につき 1,800 円でございます。

その他として ,外国旅行支度料制度については ,廃止するものであります。

今まで説明申し上げました内容を基本として ,合併時まで精査してまいります。

以上で説明を終わります。

○磯会長

説明が終わりました。只今事務局から説明がありましたとおり ,この一般職の職員の身分の取扱いについては ,第 3 回の合併協議会で調整方針が確認されておる訳でございますが ,本日は ,人口 5 万人以上の市の例等を参考に ,一般職の給与 ,そして手当等の具体的な調整内容を報告させていただきました。このことについて ,ご意見 ,ご質問等ございましたらお願いいたします。何かございますか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○磯会長

特にないようでございますので ,報告第 29 号 一般職の職員の身分の取扱いについて承認を求めたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○磯会長

異議なしということでございますので ,報告第 29 号 一般職の職員の身分の取扱い ,給与制度等の具体的調整内容については ,事務局から報告のありましたとおり承認されました。

次に ,報告第 30 号 新市の組織及び機構についてであります。前回の第 8 回の合併協議会の中で ,事務局から中間報告をさせていただきました。その際に常井委員さんから ,支所については課長を置かなくてもよいのではないか ,何のための合併なのか ,といったご指摘もございました。組織の簡素・合理化という観点からはもっともなお話だと思っております。しか

し、一方では、合併直後の住民サービスの低下をいかに回避するかという課題もございます。それらを踏まえて、川上町長、仲田町長と検討させて頂きました。まず、その内容、結果について、代表いたしまして私からご説明申し上げます。

支所につきましては、教育委員会、農業委員会などの行政委員会を除いて、笠間支所に7課90名弱、岩間支所に7課70名弱程度の職員の配置を予定しております。当面は、道路整備事業などを中心に、多くのハード事業を行わなければならないため、これらの部門の体制を強化して臨もうと思っております。

また、合併直後、各支所の住民サービスの低下や行政運営の混乱を回避するため、将来においては、組織、人員とも縮減されることになるでしょうが、当面の組織として、管理職の配置についても十分に配慮すべきであると考えております。

なお、管理職につきましては、合併時、約60名おりますが、定年退職により、3年後には11名、5年後には27名と大幅な減員となります。人材育成の観点から、減員の管理職の補てんは、昇格によって一定程度確保されることになるでしょうが、管理職の数は確実に減ることが予想されます。

また、合併効果の最大のものの一つとされている人件費の削減についてでございますが、職員は、合併時から10年後に252人が定年退職となる予定です。これらの退職者の補充として、仮に5割程度を採用しますと、10年間で126名の職員の減が見込まれ、新市発足時の職員数の約2割が削減されることになります。

ただ、この定数の問題は、現段階は見込みでございます。最終的には新市の市長が決定することありますが、基本的な考え方は変わらないと信じております。

いずれにいたしましても、以上のことは、3市町が合併するから出来ることでありまして、単独行政を継続した場合は、職員削減をしたくてもおのずと限界が生じてきます。これらのことから判断しますと、合併による人件費の削減効果は十分反映されるものと確信いたしております。

事務局からの報告前に、私からする説明させていただきましたが、このことにつきましては、どうぞご理解いただきたいと思います。と思っております。

それでは、改めまして、事務局から組織・機構について報告・説明いたします。

○事務局

それでは、報告第30号 新市の組織及び機構について。

協議会資料9ページをお開き願います。

組織及び機構の取扱いにつきましては、第3回の協議会で確認された基本調整方針をもとに検討いたしました。

調整方針につきましては、協議第21号として資料に記載してございます。

「市民の声を適切に反映することができる組織・機構」等8項目を基本方針として、組織・機構を整備いたしました。

なお、新市においては、現在の友部町役場を本庁とし、笠間市役所、岩間町役場は支所として、新市全体の行政サービスの維持・向上を図るため、総合的な機能をもつ組織・機構を配置するものとしました。

現在の友部町役場の増築につきましては、新市の行政運営を円滑化するために、本庁機能を一定程度集約するために増築し、合併後も厳しい財政状況を考慮し、既存の施設利用に努め、教育委員会を笠間支所、農業委員会を岩間支所に配置することといたしました。

将来におきましては、職員数の減少や行政体制の効率化により、組織・機構は常に見直しを図っていく必要性がございます。

10ページをお開き願います。

新市の組織機構図でございます。本庁の方からご説明いたします。

本庁につきましては、市長公室は、秘書課等4課、男女共同参画室等2課を配置してございます。

総務部でございますが、総務課等4課、契約検査室となります。

市民生活部におきましては、市民課等4課、消費生活センターでございます。

保健福祉部につきましては、福祉事務所を設置します。社会福祉課等4課、笠間市立病院、4保育所、3つの保健センター、人権同和対策室でございます。

産業経済部におきましては、商工、観光課等4課、グリーンツーリズム推進室でございます。

都市建設部におきましては、都市建設課等3課でございます。

会計課を設置し、笠間、岩間の支所に分室を設置いたします。

11ページをお開き願います。

笠間、岩間、それぞれの支所に、支所長を初めとしまして、地域総務課等7つの課を配置いたします。

支所長につきましては、部長級を配置する予定でございます。

議会事務局、監査委員会、公平委員会、農業委員会を設置いたします。

上下水道部につきましては、水道課、下水道課、農集排推進室でございます。

市立病院につきましては、3事務局でございます。

消防でございますが、消防本部に4つの課を配置し、3つの消防署でございます。

12ページをお開き願います。

教育委員会につきましては、教育総務課等4課、さらに、小・中学校、幼稚園、笠間、岩間の給食センター、公民館、図書館、総合公園、市民体育館、海洋センター等でございます。

13ページをお開き願います。

新市の組織におきまして、各課でどのような仕事を担当するかでございますが、内容だけご説明いたします。

市長公室、これは部でございますが、秘書業務、広報及び広聴に関すること等でございます。さらに、職員の人事・研修及び厚生に関すること、男女共同参画に関すること、市政の総合企画及び調整に関すること、情報政策に関すること、統計に関すること、合併後の管理に関すること等でございます。

続きまして、総務部でございますが、議会及び行政一般に関すること、契約及び検査に関すること、市税等の賦課及び収納に関すること等でございます。

市民生活部におきましては、戸籍及び住民基本台帳に関すること、まちづくり及び交通・防犯に関すること、さらに、国民年金に関すること、国民健康保険及び医療保険に関すること、環境保全及び環境衛生に関すること等でございます。

14ページをお開き願います。

保健福祉部では、保健衛生に関すること、さらには、市になりますので、福祉事務所を設置いたします。介護保険事業に関すること、市立病院に関すること等でございます。

産業経済部におきましては、商工業及び観光に関すること、農林業及び畜産に関すること、農地に関すること等でございます。

都市建設部におきましては、道路及び河川に関すること、都市計画に関すること、都市施設に関すること、市営住宅等に関すること等でございます。

会計課は、現金の出納・管理等でございます。

15ページをお開き願います。

笠間支所、岩間支所に、現在の行政サービスの維持を図るために、窓口業務や特例債事業の推進のため、地域総務課等7つの課を配置いたします。さらに、先程申しましたように、会計課の分室を各支所に配置する予定でございます。

16ページをお開き願います。

議会事務局，監査委員会，農業委員会の設置でございます。

上下水道部につきましては，上水道・下水道事業，農集排の事業でございます。

消防本部につきましては，現在の消防事業を新市に引き継ぎ，４課３消防署でございます。

17 ページをお開き願います。

教育委員会につきましては，教育行政の推進やスポーツ施設の維持・管理，公民館，図書館等の運営でございます。

以上が各部課で行う仕事の主なものでございます。

続きまして，18 ページをお開き願います。

新市の組織の配置計画についてご説明いたします。基本方針であります市民の声を適切に反映すること，さらには，市民が親しみやすく，利用しやすい等を基本に，部課等の配置を検討いたしました。

市長公室につきましては，本庁舎の２階に配置するということでございます。

総務部の総務課，財政課は，本庁舎２階，税務課，納税課につきましては，本庁舎１階に配置する予定でございます。

市民生活部につきましては，本庁舎１階でございます。

保健福祉部は，福祉事務所，社会福祉課，高齢福祉課，子ども福祉課を本庁舎１階に配置する予定でございます。

ともべ保育所等４保育所は，現在の保育所のままでございます。

健康増進課を現在の友部保健センター内に配置いたします。

笠間，岩間の保健センターにつきましては，従来どおりでございます。

国保病院につきましては，笠間市立病院と名称を変更いたします。

産業経済部でございますが，本庁舎１階でございます。

都市建設部につきましては，都市建設課，都市計画課が本庁舎２階，道路整備課が本庁舎１階でございます。

会計課につきましては，本庁舎１階でございます。

議会事務局につきましては，本庁舎３階でございます。

農業委員会につきましては，岩間支所の１階でございます。

上下水道部につきましては，現在の友部・笠間広域下水道組合を予定してございます。上下水道部を下水道組合に配置することによりまして，本庁舎，支所には，上下水道や農業集落の簡易窓口的なものをそれぞれ配置する予定でございます。

消防本部につきましては，現在の広域の事務局が消防本部となり，３消防署は現状のままでございます。

19 ページをお開き願います。

教育委員会につきましては，事務局の教育総務課と学校教育課，生涯学習課を笠間支所の２階に配置いたします。

スポーツ振興課につきましては，現在の総合公園管理棟内に配置し，総合公園，市民体育館等を一体的に管理・運営していきます。

岩間海洋センター，公民館，図書館等は，現行のとおりでございますが，教育委員会が笠間支所に行く関係で，現在の友部町のスポーツ施設の貸し出し業務は友部公民館で対応し，現在の市民サービスを維持するというところでございます。

笠間支所，岩間支所に配置される７課は，庁舎１階にそれぞれ配置いたしまして，市民の利便性を高めていくということでございます。

以上で報告第 30 号 新市の組織・機構の説明を終わります。

○磯会長

事務局の説明が終わりましたが，先程私からご説明申しましたように，新市の組織は常に見直しを図ることが必要でございます。少なくとも３年内には検討を加えることを前提として，当面，このような体制を図ってまいりたいということでございます。これについて，何かご意見，ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○磯会長

ありがとうございます。新市の組織及び機構については，只今事務局から説明・報告がありましたとおりとさせていただきます。

続きまして，報告第 31 号 特別職報酬等審議小委員会の審議結果についてでございますが，特別職報酬等審議小委員会の審議経過並びに審議結果について，上野委員長さんから，また，補足説明を事務局からお願いします。よろしくお願いします。

○上野（眞）委員長

それでは，特別職報酬等審議小委員会の審議結果について，私から報告いたします。今，会長からお話がありましたように，事務局から補足説明をして頂きます。

本紙の 21 ページをご覧になって頂きたいと思います。

特別職報酬等審議小委員会の審議経過及び結果について。

笠間市・友部町・岩間町合併協議会特別職報酬等審議小委員会規程第 7 条の規定に基づき，下記のとおり報告いたします。

第 1 回小委員会につきましては，前回の協議会で報告しておりますが，平成 17 年 9 月 5 日，月曜日，午前 10 時 30 分から，笠間市中央公民館第 1

会議室において開催しております。

協議事項につきましては、記載のとおりでございます。現況及び他団体の状況についての説明を受け、意見交換を実施しております。

第2回小委員会につきましては、平成17年10月6日、木曜日、午後1時30分から、友部町役場大会議室において開催しました。

出席委員は、12名全員でございます。

協議事項は、市長（職務執行者を含む。）、助役、収入役及び教育長の給料等について、議会議員の報酬等について、農業委員会委員の報酬等でございます。

第3回小委員会につきましては、平成17年10月18日、火曜日、午後1時30分から、岩間町役場会議室において開催いたしました。

出席委員は、9名でございます。

協議事項は、特別職報酬等審議結果報告でございます。これは、24ページの「小委員会の審議結果」をご覧頂きたいと思っております。

4の「小委員会の審議結果」でございますが、特別職の報酬を審議するに当たっては、合併協議会で確認されている「特別職の職員の給料及び報酬については、類似団体の特別職の職員の給料及び報酬額を参考に調整するものとする。」という調整方針を踏まえ、県内他市等を参考に具体的な審議を行った結果、26ページに記載してある別紙のとおり決定いたしましたので、報告いたします。

常勤の特別職の職員については、人口規模、財政規模、また、合併の目的といった観点から議論を深め、新笠間市の規模、また、現在の3名から1名になるという削減効果及び職責の増加を考慮した上で決定し、市長については多数決、職務執行者、助役、収入役及び教育長については全員一致により決定したものであります。

議会議員については、在任特例期間内及び期間後までの報酬額について協議すべきかという議論を行い、「特例期間内の報酬のみを審議する。」「特例期間後の報酬まで審議する。」という双方の意見が出たが、特別職の報酬を審議するために合併協議会において設置された小委員会であることの趣旨を踏まえ、特例期間後の議員報酬についても審議することを決定し、協議を行いました。

まず、特例期間内の報酬については、「同一議会内において差があることは、望ましくない。」とする意見もありましたが、いずれの方法によっても現在の総額の範囲内とすべきとの認識から、統一の困難性、県内他市等の状況を考慮し、多数決により決定したものであります。また、議長及び副議長については、職責等を考慮し、全員一致により現在の笠間市の額に統

一することを決定したものであります。

次に、特例期間後の報酬については、新笠間市の規模、また、30名となることでの削減効果及び範囲の広がりを考慮し、県内他市等を参考として多数決により決定したものであります。また、特例期間後の報酬については、新市において報酬審議会を設置し、再度の審議を求めるものであります。

農業委員会委員については、在任特例の適用はあるものの、実質的な任期の延長期間及び県内他市等と比較し低い水準に現状があることを踏まえ、また、特例期間後の新市の議会議員報酬も考慮した上で、全員一致により決定したものであります。

協議結果の詳細につきましては、事務局より補足説明をいたします。

○磯会長

ありがとうございました。

事務局から補足をお願いします。

○事務局

補足して説明申し上げます。

22ページをご覧ください。

第2回小委員会の協議結果でございますが、は、市長、助役、収入役及び教育長の給料等でございますが、具体的な金額の設定までを含めて協議を実施しました。主な意見は次のとおりでございます。

現行の3市町の額ではなく、県内全域を見渡して加味した上で金額を設定した方がよい。

- ・業務量の増加等が考えられることから、人口規模に見合った設定がよい。
- ・合併前の高いところで設定するのは好ましくない。
- ・人口規模だけではなく、財政規模も加味して設定すべきである。
- ・市長等は、現行の3名から1名になることから、当初から財政規模などから妥当な設定をすべきである。
- ・増額となる設定は、理想的ではあるが、合併の目的からそうではないのではないか。
- ・収入役及び教育長は、同等の立場であると考えことから同額の設定をすべきである。

は、議会議員の報酬等でございますが、具体的な金額を含めて協議を実施いたしました。また、併せて在任特例期間経過後の新市の議会議員の報酬について、本小委員会で協議すべきかということを含めて協議することといたしました。主な意見は次のとおりでございます。

特例期間内のみとするか、期間後も含めるかの意見でございますが、

- ・議会の状況いかんでは、解散ということもあり得る。特例後の報酬を現段階で設定しておくことで、後日のトラブルが極めて少なくなる。
- ・議員数の減などにより、財政状況等にも変動があり、本小委員会は特例期間内の報酬を設定し、その後については新市の報酬審議会で審議すべきである。

次のページをご覧ください。

- ・新市の報酬審議会は設置されるかなど不確定な要素がある。特例期間後の報酬についても、現在あるこの小委員会で協議を行うことがより確実性がある。
- ・報酬小委員会の趣旨として、新市の議会議員報酬を設定し、ただし、特例期間内はこの金額とすることがあると考える。
- ・特例期間後の報酬は、不確定要素があるため、ここで審議することは難しい。
- ・この小委員会で特例期間後の報酬を設定し、かつ新市における報酬審議会で再度審議するということがより良いと考える。ここで金額を設定しなければ、新市の審議会で再度3本で検討しなければならない。

次に、新市の議会議員の報酬等についての協議を行いました。

まず、特例期間内についての意見でございます。

- ・議員報酬については、現在の3市町の報酬総額を超えない範囲で設定すべきである。
- ・報酬額については、金額は別として、同一議会内において、報酬額に差があることはおかしい。
- ・現在の1市2町の議員報酬でいくことが望ましいのではないか。
- ・今回の場合は、人口、面積等から現状維持が望ましい。
- ・難しい問題ではあるが、同じ議員である以上、同じ金額とすることが望ましい。
- ・枠があつての中での議論であるため、統一するにはより困難があるため、統一しなくてもよいのではないか。
- ・金額を低いところに統一するということが、一番住民にとって望ましい。財政指数も考慮すると、一概に人口規模などで決められる問題ではない。当初から差をつけてこうだとするのではなく、合併による統合が円滑に進むような方法をとるべきである。
- ・現在の総額の枠内で平均してはどうか。

- ・議長，副議長については，（議員報酬が現行どおりの結果を受けて）どの出身の議員が就任した場合も笠間市の額に統一すべきである。
- ・過去 20 市の中では，現在の笠間市の額は最も低い額である。

次に，特例期間後の意見でございます。

- ・規模的なものから他自治体の状況を参考に，40 万円台としてはどうか。
- ・交際範囲の広がりなども考慮し，基準的に 40 万円とすべきではないか。
- ・最初から高い数字を設定するのではなく，最初の設定は現状とすべきではないか。
- ・報酬額としては 38 万円でよいのではないか。
- ・議長，副議長については，議員の額から他自治体を参考に設定してはどうか。

次のページをご覧ください。

農業委員会委員の報酬等でございます。具体的な金額を含めて協議を実施し，主な意見は次のとおりでございます。

- ・県内の水準と比較し低い現状がある。特例期間というものの実質的な延長期間を考慮すると，笠間市及び友部町では参考とならない部分がある。一律的に多少の増額はよいのではないか。
- ・議員報酬の 10% に当たる額を月額としてはどうか。

次に，第 3 回小委員会の協議結果でございますが，第 3 回小委員会は，第 2 回小委員会の協議結果を受け，報告書の内容について検討を行ったものであります。意見でございますが，議会議員の報酬について，

- ・同一議会内において差があることで円滑な議会運営の妨げとなるのではないかという懸念がある。検討を進めてはどうか。
- ・難しい問題であるが，延長期間内であることから決定された結果であるので尊重すべきではないか。

という意見が出，再度協議した結果，在任特例中にあるのは，第 2 回小委員会で結論が出た現行金額といたしました。

27 ページをご覧ください。

参考資料がございます。報酬の試算でございますが，上の段の 1 億 7,441 万 400 円という数字は，特例期間後の合併効果を表す数字でございます。

在任特例期間中の合併効果として，下の段に書いてありますが，約 8,000 万円程度合併効果があるということでございます。

以上で協議結果の報告を終わります。

○磯会長

上野委員長さんから，特別職報酬等審議小委員会の審議経過と審議結果のご報告がありました。また，事務局から補足説明をさせて頂きましたが，このことについて，何かご意見，ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○磯会長

ないようでございますので，特別職報酬等審議小委員会の皆様方におかれましては，慎重なご審議を頂きましたこと，誠にありがとうございます。お礼を申し上げます。

只今，新市の市長等４役，議会議員，農業委員会委員さんの報酬について，特別職報酬等審議小委員会の上野さんからご報告頂きましたが，その他の選挙管理委員会委員さん，監査委員さん方の報酬も含め協議してまいりたいと存じます。

まず，事務局から，これらのことについて説明をお願いいたします。

○事務局

28 ページをご覧ください。

協議第 29 号 特別職の報酬について。

特別職の報酬について，別紙のとおり提出する。

次のページをご覧ください。

特別職報酬等審議小委員会の審議結果等に基づき提案するものでございます。

常勤の特別職でございますが，市長が月額 90 万円，職務執行者が月額 90 万円，助役が月額 72 万円，収入役が月額 65 万円，教育長が月額 65 万円でございます。期末手当は，6 月が 100 分の 160，12 月が 100 分の 170，加算は，100 分の 15 となります。

議会議員でございますが，特例期間内はそれぞれ現行額とし，議長，副議長は，笠間市の現行額といたします。特例期間後においては，議長が月額 46 万円，副議長が月額 42 万 5,000 円，議員が月額 40 万円でございます。期末手当加算額は，常勤の特別職と同じでございます。

農業委員会の委員でございますが，会長が月額 4 万 6,000 円，会長代理が月額 4 万 2,500 円，委員が月額 4 万円となります。

今までが報酬小委員会にて審議されたものに基づいた案でございます。

次のページをご覧ください。

ここに記載されている委員会は，行政委員会でございます。この額の案については，類似団体の状況を調査し，各関係部会，幹事会において審議した案でございます。

選挙管理委員会は，現行では 3 市町とも日額となっております。新市に

おいては、友部町、岩間町が設定している額である委員長が月額 1 万円、委員が月額 8,200 円とするものでございます。

監査委員については、現行では笠間市が月額、友部町、岩間町が月額となっておりますが、識見が月額 5 万 5,000 円、議会選出が月額 4 万円となります。

公平委員会は、同額でございます。

固定資産評価審査委員会でございますが、友部町の額に合わせて、新市においては委員月額 6,600 円といたします。

教育委員会でございますが、新市においては委員長が月額 5 万円、委員が月額 4 万 5,000 円とするものでございます。

以上で特別職の報酬についての説明を終わります。

○磯会長

只今の事務局からの説明につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○磯会長

よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○磯会長

ありがとうございます。異議なしということですので、新市における特別職の報酬は、事務局から説明のあったとおり決定いたします。

以上で本日の協議・報告事項はすべて終了いたしました。

その他といたしまして、事務局から連絡事項などありましたらお願いいたします。

○小松崎事務局長

それでは、次回以降の合併協議会の日程などにつきまして、お知らせをさせていただきますと思います。

次回の第 10 回協議会につきましては、年明けの 1 月 31 日、火曜日、午後 1 時半より、岩間町役場の 2 階会議室で開催する予定でございます。

また、第 11 回の協議会につきましては、2 月 28 日、笠間中央公民館において開催する予定でございますけれども、場合によりまして変更することもありますので、予めご了承を賜りたいと思っております。時間は、今のところ、1 時半ごろからと考えております。よろしくお願い申し上げます。

○磯会長

その他、委員さんから何かございましたらお願いいたします。何でも結

構でございますが、いかがでございますか。

(「なし」の声あり)

○磯会長

それでは、私の議長としての任を解かせて頂きたいと思います。大変ご協力、ありがとうございました。

○小松崎事務局長

以上をもちまして、第9回笠間市・友部町・岩間町合併協議会を閉会させていただきます。大変ご苦労さまでございました。

(午後2時20分 閉会)